



目 次	ページ
規 則	
◎高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例の施行の日を定める規則	1
◎高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○道路の区域変更 (道 路 課)	17
落札公告	
○落札者等の公告 (会 計 管 理 課)	17

規 則

高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例の施行の日を定める規則をここに公布する。
平成28年11月29日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第77号

高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例の施行の日を定める規則

高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例（平成27年高知県条例第51号）附則第1項の規定に基づき、同条例の施行の日は、平成29年3月4日とする。

高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年11月29日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第78号

高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成27年高知県規則第70号）の一部を次のように改正する。
第1条中「高知県立高知城歴史博物館の管理」を「高知県立高知城歴史博物館（以下「博物館」という。）の管理」に改める。
第2条第1項中「別記様式」を「別記第25号様式」に改め、同条を第24条とし、同条の次に次の1条を加える。

（雑則）

第25条 この規則に定めるもののほか、博物館の管理に関し必要な事項は、知事が別に、又は指定管理者が知事の承認を得て定める。

第1条の次に次の22条を加える。

（利用の許可の申請）

第2条 条例第5条第1項の利用施設（同項に規定する利用施設をいう。以下同じ。）の利用の許可（以下「利用の許可」という。）を受けようとする者は、条例第2条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に対して、指定管理者が定める利用許可申請書を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、博物館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、利用の許可を受けようとする者は、知事に対して、別記第1号様式による利用許可申請書を提出しなければならない。

3 前2項の規定による申請は、当該利用を開始する日の1年前から1月前までの間にこれをしなければならない。ただし、指定管理者（博物館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。次条第1項、第4条第1項及び第2項、第5条第1項、第6条第1項及び第2項、第7条第1項から第3項まで、第8条第1項、第9条第1項及び第3項、第10条第1項及び第4項ただし書、第11条ただし書、第20条ただし書、第21条ただし書並びに第22条において同じ。）が特に認めたときは、この限りでない。

（利用許可書の交付等）

第3条 指定管理者は、前条第1項又は第2項の規定による申請があった場合において、利用の許可をするときは指定管理者が定める利用許可書を当該申請をした者に交付し、利用の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

2 知事が交付する前項の利用許可書は、別記第2号様式によるものとする。

（利用の取消しの届出等）

第4条 利用の許可を受けた者は、当該利用施設の利用を取り消すときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

2 条例第5条第1項の利用の許可を受けた事項の変更の許可（以下「利用の変更の許可」という。）を受けようとする者は、指定管理者に対して、指定管理者が定める利用等変更許可申請書を提出しなければならない。

3 知事に対して提出する前項の利用等変更許可申請書は、別記第3号様式によるものとする。

（利用等変更許可書の交付等）

第5条 指定管理者は、前条第2項の規定による申請があった場合において、利用の変更の許可をするときは指定管理者が定め

る利用等変更許可書を当該申請をした者に交付し、利用の変更の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

2 知事が交付する前項の利用等変更許可書は、別記第4号様式によるものとする。

（写真等の撮影等の許可の申請等）

第6条 条例第6条の写真等の撮影等の許可（以下「写真等の撮影等の許可」という。）を受けようとする者は、指定管理者に対して、指定管理者が定める写真等撮影等許可申請書をあらかじめ提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請があった場合において、写真等の撮影等の許可をするときは指定管理者が定める写真等撮影等許可書を当該申請をした者に交付し、写真等の撮影等の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

3 知事に対して提出する第1項の写真等撮影等許可申請書は別記第5号様式に、知事が交付する前項の写真等撮影等許可書は別記第6号様式によるものとする。

（写真等の撮影等の取りやめの届出等）

第7条 写真等の撮影等の許可を受けた者は、当該撮影等を取りやめるときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

2 条例第6条の写真等の撮影等の許可を受けた事項の変更の許可（次項において「写真等の撮影等の変更の許可」という。）を受けようとする者は、指定管理者に対して、指定管理者が定める利用等変更許可申請書を提出しなければならない。

3 指定管理者は、前項の規定による申請があった場合において、写真等の撮影等の変更の許可をするときは指定管理者が定める利用等変更許可書を当該申請をした者に交付し、写真等の撮影等の変更の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

4 知事に対して提出する第2項の利用等変更許可申請書は別記第3号様式に、知事が交付する前項の利用等変更許可書は別記第4号様式によるものとする。

（資料等の撮影等の許可の申請）

第8条 条例第7条第1項の博物館の資料等の撮影、複写、模写、模造等の許可（以下「資料等の撮影等の許可」という。）を受けようとする者は、指定管理者に対して、指定管理者が定める資料等撮影等許可申請書をあらかじめ提出しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。

2 知事に対して提出する前項の資料等撮影等許可申請書は、別記第7号様式によるものとする。

（資料等撮影等許可書の交付等）

第9条 指定管理者は、前条第1項の規定による申請があった場

合において、資料等の撮影等の許可をするときは指定管理者が定める資料等撮影等許可書を当該申請をした者に交付し、資料等の撮影等の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

2 知事が交付する前項の資料等撮影等許可書は、別記第8号様式によるものとする。

3 資料等の撮影等の許可を受けた者は、当該資料等の撮影、複写、模写、模造等を取りやめるときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。
(利用料金等の納付の時期等)

第10条 博物館が展示する資料等を観覧する者(以下「観覧者」という。)又は利用の許可を受けた者は、条例第11条の規定による利用料金又は条例第16条第1項の規定による観覧料若しくは使用料を、観覧の際は指定管理者が定める観覧券と引換えに、又は第3条第1項の利用許可書若しくは第5条第1項の利用変更許可書の交付を受ける際に納付しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、条例第17条各号に掲げる者の取扱いによる観覧については、観覧の後に、利用料金として指定管理者に納付し、又は観覧料として県に納付することができる。

3 知事が交付する第1項の観覧券の様式は、観覧者が個人である場合にあっては別記第9号様式又は別記第10号様式に、20人以上の団体である場合にあっては別記第11号様式によるものとする。ただし、年額の場合にあっては別記第12号様式に、条例第17条各号に掲げる者が取り扱う場合にあっては別記第13号様式によるものとする。

4 観覧券の交付は、午後5時30分までとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

第11条 写真等の撮影等の許可を受けた者又は資料等の撮影等の許可を受けた者(営利を目的とする資料等の撮影等に係るものに限る。)は、条例第11条の規定による利用料金又は条例第16条第1項の規定による使用料を第6条第2項の写真等撮影等許可書若しくは第7条第3項の利用等変更許可書又は第9条第1項の資料等撮影等許可書の交付を受ける際に納付しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。

(利用料金等の納付を要しない観覧者)

第12条 条例第11条ただし書の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 身体障害者手帳を所持する者
- (2) 療育手帳を所持する者
- (3) 精神障害者保健福祉手帳を所持する者
- (4) 戦傷病者手帳を所持する者
- (5) 被爆者健康手帳を所持する者
- (6) 高知市長が交付する高知市長寿手帳を所持する65歳以上

の者

(7) 第1号から第5号までに掲げる者(以下この号において「身体障害者等」という。)を直接介護し、又は介助するために必要な者(身体障害者等1人につき1人とし、当該身体障害者等と同時に博物館に入館する場合に限る。)

(利用料金の承認の申請)

第13条 指定管理者は、条例第13条第1項の規定により利用料金の額を定めようとするときは、知事に対して、別記第14号様式による利用料金承認申請書を提出しなければならない。

2 指定管理者は、条例第13条第2項の規定により知事の承認を得た利用料金の額を変更しようとするときは、知事に対して、別記第15号様式による利用料金変更承認申請書を提出しなければならない。

(附属設備に係る基準額)

第14条 消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例(昭和33年高知県条例第1号)第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を加えることとなる条例別表第2の3の規則で定める額は、別表に定めるとおりとする。

(観覧料及び使用料の額)

第15条 条例第16条第2項及び第3項の規則で定める観覧料及び使用料の額は、知事が別に定める。

(観覧料及び使用料の減免の申請等)

第16条 条例第16条第4項において読み替えて準用する条例第14条の規定に基づき観覧料を減額し、又は免除する必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとし、減額する場合の当該額は、知事が別に定める。

(1) 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校の児童又は生徒の引率者が、教育課程に基づく教科学習の一環として観覧するとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、知事が特に必要があると認めるとき。

2 条例第16条第4項において読み替えて準用する条例第14条の規定に基づき使用料を減額し、又は免除する必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとし、減額する場合の当該額は、知事が別に定める。

(1) 国、地方公共団体又はその他の公共的団体が、県若しくは教育委員会と共催し、又は県若しくは教育委員会の後援を受けて展覧会等を開催する場合で、知事が必要があると認めるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、知事が特に必要があると認めるとき。

3 条例第16条第4項において読み替えて準用する条例第14条の規定に基づき観覧料の減額又は免除を受けようとする者は、知

事に対して、別記第16号様式による観覧料減額(免除)承認申請書をあらかじめ提出しなければならない。

4 条例第16条第4項において読み替えて準用する条例第14条の規定に基づき使用料の減額又は免除を受けようとする者は、知事に対して、別記第17号様式による使用料減額(免除)承認申請書を第2条第2項の利用許可申請書、第6条第1項の写真等撮影等許可申請書若しくは第8条第1項の資料等撮影等許可申請書又は第4条第2項若しくは第7条第2項の利用等変更許可申請書とともに提出しなければならない。

5 知事は、前2項の規定による申請があった場合において、観覧料又は使用料の減額又は免除を承認するときは別記第18号様式による観覧料減額(免除)承認通知書又は別記第19号様式による使用料減額(免除)承認通知書を当該申請をした者に交付し、承認しないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(観覧料及び使用料の還付の請求等)

第17条 条例第16条第4項において読み替えて準用する条例第15条ただし書の規定に基づき観覧料又は使用料を還付する特別の理由があると認めるときは次の各号のいずれかに該当するときとし、当該還付する観覧料又は使用料の額は当該各号に定める額とする。

(1) 災害その他の不可抗力により博物館が展示する資料等の観覧若しくは利用施設の利用ができなくなった場合又は県若しくは指定管理者の都合により利用の許可、写真等の撮影等の許可若しくは資料等の撮影等の許可を取り消した場合 既納又は過納となる観覧料又は使用料の額に相当する額

(2) 利用施設の利用の取消しの届出又は利用の変更の許可の申請が当該利用を開始する日の2月前までであった場合 既納又は過納となる使用料(附属設備の使用料を除く。)の額の2分の1に相当する額及び既納又は過納となる附属設備の使用料の額に相当する額

(3) 利用施設の利用の取消しの届出又は利用の変更の許可の申請が当該利用を開始する日の2日前に当たる日の翌日から当該利用を開始する日の前日までの間にあった場合 既納又は過納となる附属設備の使用料の額に相当する額

(4) 使用料を納付した後当該利用等を開始する日の前日までに使用料の減額又は免除を承認した場合 既納又は過納となる使用料の額に相当する額

2 条例第16条第4項において読み替えて準用する条例第15条ただし書の規定に基づき観覧料の還付を受けようとする者は、観覧券を提示した上で、知事に対して、別記第20号様式による観覧料還付請求書を提出しなければならない。

3 条例第16条第4項において読み替えて準用する条例第15条ただし書の規定に基づき使用料の還付を受けようとする者は、知事に対して、別記第21号様式による使用料還付請求書を提出し

<p>なければならない。</p> <p>4 知事は、前2項の規定による請求があった場合において、観覧料の還付を決定したときは観覧券と引換えに観覧料を還付し、還付をしないときはその旨を当該請求をした者に通知し、使用料の還付を決定したときは別記第22号様式による使用料還付決定通知書を当該請求をした者に交付し、還付をしないときはその旨を当該請求をした者に通知するものとする。</p> <p>(入館の制限)</p> <p>第18条 知事又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認められた者に対して、博物館への入館を拒み、又は博物館からの退去を命ずることができる。</p> <p>(1) 博物館の資料等、施設、設備等を汚損し、又は損壊するおそれのある者</p> <p>(2) 他の博物館を利用する者（以下「利用者」という。）に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある者</p> <p>(3) 騒じょう又は示威にわたる行為をする者</p> <p>(4) 前3号に掲げる者のほか、博物館の関係職員の指示に従わない者</p> <p>(管理上の立入り)</p> <p>第19条 利用者は、博物館の関係職員が博物館の施設、設備等の管理その他職務上の必要があつて当該利用に係る利用施設に立ち入る場合は、これを拒むことができない。</p> <p>(設備の制限)</p> <p>第20条 利用者は、博物館の施設に特別の設備をし、又は設備に変更を加えてはならない。ただし、指定管理者の許可を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(原状回復義務)</p> <p>第21条 利用者は、利用施設の利用が終わったとき又は条例第10条第1項の規定に基づき利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止させられたときは、直ちに当該利用に係る施設、設備等を原状に回復し、博物館の関係職員の点検を受けなければならない。ただし、指定管理者が特に認めるときは、この限りでない。</p> <p>(汚損等の届出)</p> <p>第22条 利用者は、博物館の資料等、施設、設備等を汚損し、又は損壊したときは、直ちに指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。</p> <p>(寄贈又は寄託)</p> <p>第23条 博物館に資料等を寄贈し、又は寄託しようとする者は、知事に対して、別記第23号様式による資料等寄贈（寄託）申込書を提出するものとする。</p> <p>2 知事は、前項の規定による申込みを承諾したときは、その旨を当該申込みをした者に通知するものとする。</p> <p>3 知事は、資料等の引渡しを受けたときは、別記第24号様式による資料等受領書を第1項の規定による申込みをした者に交付</p>	<p>するものとする。</p> <p>附則の次に次の別表を加える。</p>	
---	---------------------------------------	--

別表（第14条関係）

附属設備名	単位	基準額			
		基本利用料金			時間外利用 料金（1時 間につき）
		午前	午後	夜間	
天井プロジェクター	1式	1,320円	2,200円	2,200円	440円
プロジェクター	1式	390円	650円	650円	130円
電動昇降スクリーン	1張	270円	450円	450円	90円
ダイナミックマイク	1本	60円	100円	100円	20円
ワイヤレスマイク	1本	120円	200円	200円	40円
演台	1台	210円	350円	350円	70円
花台	1台	150円	250円	250円	50円
PAセット（アンプ1台、スピー カー2台、ダイナミックマイ ク1本、ワイヤレスマイク2 本）	1式	960円	1,600円	1,600円	320円

- 備考 1 この表において、「午前」とは午前9時から正午までの間を、「午後」とは正午から午後5時までの間を、「夜間」とは午後5時から午後10時までの間をいう。
- 2 時間外利用料金の計算において、時間外の利用時間が1時間未満であるとき又は時間外の利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算する。
- 3 この表に定めのない附属設備に係る基準額は、その都度知事が定める。
- 4 消耗器材費及び附属設備の利用に係る特別の労力を要する費用は、この表の基準額には含まないものとする。

別記様式中「（第2条関係）」を「（第24条関係）」に改め、同様式を別記第25号様式とし、同様式の前に次の24様式を加える。

第3号様式（第4条、第7条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住 所
氏 名 ④
(電話番号)
〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名 〕

高知県立高知城歴史博物館利用等変更許可申請書

高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例第5条第1項又は第6条第1項の規定により高知県立高知城歴史博物館の利用施設の利用又は写真等の撮影等の許可を受けた事項を変更したいので、次のとおり申請します。

許可年月日及び許可番号	年 月 日				第 号
変更の内容	変更前				
	変更後				
変更の理由					
その他参考事項					
変更前の許可に係る使用料の額					円
※許可の条件その他					
※決裁欄				※変更前の許可に係る使用料の額	円
				※変更後の許可に係る使用料の額	円
※利用の変更等	有	・	無	※受付年月日	年 月 日
※決裁欄				※変更許可年月日	年 月 日
				※変更許可番号	第 号
				※処 理 区 分	通知 年 月 日

注 ※印欄は、記入しないでください。

第4号様式（第5条、第7条関係）

第 号
年 月 日

様

高知県知事



高知県立高知城歴史博物館利用等変更許可書

年 月 日付けで申請のありました高知県立高知城歴史博物館の利用施設の利用又は写真等の撮影等の変更については、高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例第5条第1項又は第6条第1項の規定により次のとおり許可します。

許可年月日及び許可番号	年 月 日				第 号
変更の内容	変更前				
	変更後				
変更の理由					
変更前の許可に係る使用料の額					円
変更後の許可に係る使用料の額					円
許可の条件その他					

第5号様式（第6条関係）

高知県知事 様

年 月 日

申請者 住 所
氏 名 ㊞
(電話番号)
〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名〕

高知県立高知城歴史博物館写真等撮影等許可申請書

高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例第6条第1項の規定により高知県立高知城歴史博物館における写真等の撮影等の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

内 容	業として行う写真の撮影 ・ 業として行う映画の撮影 博物館の設置の目的に関連する催物の開催				
目 的					
撮影（利用）場所					
撮影（利用）責任者の住所及び氏名	住 所	電話番号			
	氏 名				
撮影（利用）期間	年 月 日（ ） 時 分から	年 月 日（ ） 時 分まで	日間		
撮影者・撮影機の数又は利用面積	人（写真の撮影の場合） ・ 機（映画の撮影の場合） 平方メートル（催物の場合）				
使用料の額	円				
その他参考事項					
※決裁欄				※使用料の額	円
				※受付年月日	年 月 日
※撮影等の変更等	有 ・ 無			※許可年月日	年 月 日
※決裁欄				※許可番号	第 号
				※処理区分	通知 年 月 日
※許可の条件その他					

注 ※印欄は、記入しないでください。

第6号様式（第6条関係）

様

第 号
年 月 日

高知県知事

㊞

高知県立高知城歴史博物館写真等撮影等許可書

年 月 日付けで申請のありました高知県立高知城歴史博物館における写真等の撮影等については、高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例第6条第1項の規定により次のとおり許可します。

内 容	業として行う写真の撮影 ・ 業として行う映画の撮影 博物館の設置の目的に関連する催物の開催	
目 的		
撮影（利用）場所		
撮影（利用）責任者の住所及び氏名	住 所	電話番号
	氏 名	
撮影（利用）期間	年 月 日（ ） 時 分から	年 月 日（ ） 時 分まで 日間
撮影者・撮影機の数又は利用面積	人（写真の撮影の場合） ・ 機（映画の撮影の場合） 平方メートル（催物の場合）	
使用料の額	円	
写真等の撮影（利用）の許可の条件その他		
注	<p>1 高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例及び高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則の規定を守ってください。</p> <p>2 写真等の撮影（利用）時間には、その準備及び後片付け等に要する時間を含みます。</p> <p>3 写真等の撮影（利用）に際しては、この高知県立高知城歴史博物館写真等撮影等許可書を必ずお持ちください。</p> <p>4 写真等の撮影（利用）に際しては、高知県立高知城歴史博物館の関係職員の指示に従ってください。</p> <p>5 写真等の撮影（利用）の許可に伴う権利を他人に譲渡し、又は転貸してはなりません。</p>	

第7号様式（第8条関係）

高知県知事 様

年 月 日

申請者 住 所
氏 名 ④
(電話番号)
〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名 〕

高知県立高知城歴史博物館資料等撮影等許可申請書

高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例第7条第1項の規定により高知県立高知城歴史博物館における資料等の撮影等の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

利 用 目 的			
利 用 方 法	撮 影 ・ 複 写 ・ 模 写 ・ 模 造 ・ そ の 他 ()		
利 用 者 名			
利 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
利 用 資 料 等	名 称	数 量	備 考
使 用 料 の 額	円		
そ の 他 参 考 事 項			

- 注 1 「利用目的」欄は、資料等を利用する目的、利用の形態（印刷媒体及び部数など）等を具体的に記入してください。
2 「利用方法」欄は、該当する事項を○で囲んでください。
3 「利用者名」欄は、実際に資料等の撮影等をする者の氏名を記入してください。

第8号様式（第9条関係）

様

第 号
年 月 日

高知県知事 ④

高知県立高知城歴史博物館資料等撮影等許可書

年 月 日付で申請のありました高知県立高知城歴史博物館における資料等の撮影等については、高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例第7条第1項の規定により次のとおり許可します。

利 用 目 的			
利 用 方 法	撮 影 ・ 複 写 ・ 模 写 ・ 模 造 ・ そ の 他 ()		
利 用 者 名			
利 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
利 用 資 料 等	名 称	数 量	備 考
使 用 料 の 額	円		
資 料 等 の 撮 影 等 の 許 可 の 条 件 そ の 他			

- 注 1 高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例及び高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則の規定を守ってください。
2 この高知県立高知城歴史博物館資料等撮影等許可書は、資料等の撮影等の際高知県立高知城歴史博物館の関係職員に提示するとともに、利用期間中携帯してください。
3 資料等の撮影等に際しては、高知県立高知城歴史博物館の関係職員の指示に従ってください。
4 資料等の撮影等の許可に伴う権利を他人に譲渡し、又は転貸してはなりません。

第9号様式（第10条関係）

No.	No.	
高知城歴史博物館	切	高知城歴史博物館
観覧券（副）	取	観 覧 券
¥	り	¥
	線	
	1	1日1回当日限り有効
	2	日付印のないものは無効
		高 知 県 立 高知城歴史博物館

備考 この観覧券の半券をもって、現金領収証書に代えるものとする。

第10号様式（第10条関係）

No.	No.	No.
高知城歴史博物館	切	高知城歴史博物館
観覧券（副）	取	高知城歴史博物館 観 覧 券 観覧券（副）
¥	り	¥
	線	線
	1	1日1回当日限り有効
	2	日付印のないものは無効

備考 この観覧券の半券をもって、現金領収証書に代えるものとする。

第11号様式（第10条関係）

高知県立高知城歴史博物館観覧券				No.
観 覧 者 区 分	観 覧 料 (1 人)	人 数	金 額	受 領 印
18歳以上の者 (高校生を除 きます。)	団 体	円	人	円
	割引券提出			
合 計				
団 体 名				
所 在 地	電話番号			
代 表 者 名				

- 備考
- 1 高校生とは、高等学校の生徒その他これに準ずる者をいう。
 - 2 この観覧券をもって、現金領収証書に代えるものとする。
 - 3 観覧券は、正副2枚をもって一組とし、一組ごとに番号を印刷して簿冊とし、かつ、表紙に「高知県立高知城歴史博物館観覧券つづり」の表示及び番号を印刷するものとする。
 - 4 観覧券（副）は、薄葉紙を用いるものとする（裏カーボンとする。）。

第12号様式（第10条関係）

高知県立高知城歴史博物館年間観覧券		No.
1 本券は、裏面の日付印の日から1年間に限り有効です。 (年 月 日まで) 2 日付印のないものは無効です。 3 高知県立高知城歴史博物館の主催の展覧会に限ります。		
		¥

(裏)

注意 <ol style="list-style-type: none"> 1 高知県立高知城歴史博物館以外の主催する展覧会は、この券では観覧できません。 2 下記に署名された御本人以外の方の使用はできません。 3 御購入後の紛失等による再発行はいたしかねますので、御了承ください。 (問い合わせ先 - -) お名前 _____ 性別 (男性・女性) 年齢 歳

第13号様式（第10条関係）

高知県立高知城歴史博物館観覧券				No.
観 覧 者 区 分	観 覧 料 (1 人)	人 数	金 額	受 領 印
18歳以上の者 (高校生を除 きます。)	個 人	円	人	円
	団 体			
合 計				
請 求 金 額	円×0.9=			円
団 体 名				
取 扱 業 者 名				
所 在 地	電話番号			
代 表 者 名				

- 備考
- 1 高校生とは、高等学校の生徒その他これに準ずる者をいう。
 - 2 この観覧券をもって、現金領収証書に代えるものとする。
 - 3 観覧券は、正副2枚をもって一組とし、一組ごとに番号を印刷して簿冊とし、かつ、表紙に「高知県立高知城歴史博物館観覧券つづり」の表示及び番号を印刷するものとする。
 - 4 観覧券（副）は、薄葉紙を用いるものとする（裏カーボンとする。）。

第14号様式（第13条関係）

年 月 日

高知県知事 様

指定管理者



高知県立高知城歴史博物館利用料金承認申請書

高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例第13条第1項の規定により高知県立高知城歴史博物館の利用料金を定めたいので、下記のとおり申請します。

記

1 利用料金の申請額

区分	利用料金（円）	備考

2 利用料金の申請額の根拠

3 利用料金の適用開始予定年月日

年 月 日

第15号様式（第13条関係）

年 月 日

高知県知事 様

指定管理者



高知県立高知城歴史博物館利用料金変更承認申請書

高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例第13条第2項の規定により高知県立高知城歴史博物館の利用料金を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

1 利用料金の変更申請額

区分	利用料金（円）		備考
	変更前	変更後	

2 利用料金の変更申請額の根拠

3 変更後の利用料金の適用開始予定年月日
年 月 日

第16号様式（第16条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住 所

氏 名



（電話番号）

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名〕

高知県立高知城歴史博物館観覧料減額（免除）承認申請書

高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例第16条第4項において読み替えて準用する同条例第14条の規定に基づき高知県立高知城歴史博物館の観覧料の減額（免除）を受けたいので、下記のとおり申請します。

観覧目的及び減額又は免除を受けようとする理由			
観覧責任者の住所及び氏名	住 所	電 話 番 号	
	氏 名		
観 覧 期 間	年 月 日（ ） 時 分から	年 月 日（ ） 時 分まで	日 間
観 覧 人 数	人		
	（内訳）		
※ 観覧料の額の算定	正 規 の 観 覧 料 の 額	円	
	減額又は免除をする観覧料の額	円	
	決 定 し た 観 覧 料 の 額	円	
※ 決 裁 欄	※ 受 付 年 月 日	年 月 日	
	※ 決 定 年 月 日	年 月 日	
	※ 決 定 番 号	第 号	
	※ 通 知 年 月 日	年 月 日	
	※ 還 付 年 月 日	年 月 日	

注 ※印欄は、記入しないでください。

第17号様式（第16条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住 所
氏 名 ④
(電話番号)
〔法人にあっては、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名〕

高知県立高知城歴史博物館使用料減額（免除）承認申請書

高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例第16条第4項において読み替えて準用する同条例第14条の規定に基づき高知県立高知城歴史博物館における使用料の減額（免除）を受けたいので、次のとおり申請します。

利用等の責任者の住所及び氏名	住 所	電話番号	
	氏 名		
利用等の目的 (催物の名称及び内容)			
利用施設等	ホール・実習室・和室・特別展示室・展示区画（ <input type="text"/> ㎡）・業として行う写真の撮影・業として行う映画の撮影・催物の開催・資料等の撮影等		
利用等の期間	年 月 日（ ） 時 分から 年 月 日（ ） 時 分まで		日間
減額又は免除を受けようとする理由			
※ 使用料の額の算定	正 規 の 使 用 料 の 額	円	
	減額又は免除をする使用料の額	円	
	決 定 し た 使 用 料 の 額	円	
※ 決 裁 欄	※ 受 付 年 月 日	年 月 日	
	※ 決 定 年 月 日	年 月 日	
	※ 決 定 番 号	第 号	
	※ 通 知 年 月 日	年 月 日	
	※ 還 付 年 月 日	年 月 日	

注 ※印欄は、記入しないでください。

第18号様式（第16条関係）

第 号
年 月 日

様

高知県知事 ④

高知県立高知城歴史博物館観覧料減額（免除）承認通知書

年 月 日付けで申請のありました高知県立高知城歴史博物館の観覧料の減額（免除）については、高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例第16条第4項において読み替えて準用する同条例第14条の規定に基づき次のとおり承認します。

観覧目的及び減額又は免除を受けようとする理由			
観覧責任者の住所及び氏名	住 所	電話番号	
	氏 名		
観 覧 期 間	年 月 日（ ） 時 分から 年 月 日（ ） 時 分まで		日間
観 覧 人 数	人		
	(内訳)		
正規の観覧料の額	円		
減額又は免除をする観覧料の額	円		
決定した観覧料の額	円		

第19号様式（第16条関係）

第 号
年 月 日

様

高知県知事



高知県立高知城歴史博物館使用料減額（免除）承認通知書

年 月 日付で申請のありました高知県立高知城歴史博物館の使用料の減額（免除）については、高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例第16条第4項において読み替えて準用する同条例第14条の規定に基づき次のとおり承認します。

利用等の目的（催物の名称及び内容）	
利用施設等	ホール・実習室・和室・特別展示室・展示区画（ m ² ）・業として行う写真の撮影・業として行う映画の撮影・催物の開催・資料等の撮影等
利用等の期間	年 月 日（ ） 時 分から 年 月 日（ ） 時 分まで 日間
正規の使用料の額	円
減額又は免除をする使用料の額	円
決定した使用料の額	円

第20号様式（第17条関係）

年 月 日

高知県知事 様

請求者 住所

氏 名



（電話番号）

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名〕

高知県立高知城歴史博物館観覧料還付請求書

高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例第16条第4項において読み替えて準用する同条例第15条ただし書の規定に基づき高知県立高知城歴史博物館の観覧料の還付を受けたいので、次のとおり請求します。

観覧料の納付年月日	年 月 日		
既納の観覧料の区分及び金額	区 分	人 数	金 額
		人	円
	合 計		
還付を請求する理由			
※ 還付金額の算定	観覧料の額	円	
	還付率	パーセント	
	還付金額	円	
	還付の根拠		

注 ※印欄は、記入しないでください。

第21号様式（第17条関係）

高知県知事 様

年 月 日

請求者 住 所
氏 名 ④
(電話番号)
〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名〕

高知県立高知城歴史博物館使用料還付請求書

高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例第16条第4項において読み替えて準用する同条例第15条ただし書の規定に基づき高知県立高知城歴史博物館における使用料の還付を受けたいので、次のとおり請求します。

利用等の責任者の住所及び氏名	住 所 氏 名	電話番号
利用等の目的 (催物の名称及び内容)		
利用施設等	ホール・実習室・和室・特別展示室・展示区画 (m ²)・業として行う写真の撮影・業として 行う映画の撮影・催物の開催・資料等の撮影等	
利用等の許可年月日及び許可番号並びに利用期間	年 月 日 第 号 年 月 日 () 時 分から 日間 年 月 日 () 時 分まで	
還付を請求する理由		
使用料の納付年月日	年 月 日	
還付を請求する使用料の額	円	
既納の使用料の額	円	
※決定した使用料の額	円	
※還付する使用料の額	円	
※ 決 裁 欄	※受付年月日	年 月 日
	※決定年月日	年 月 日
	※決定番号	第 号
	※通知年月日	年 月 日
	※還付年月日	年 月 日

- 注 1 ※印欄は、記入しないでください。
2 使用料の領収証を添えてください。

第22号様式（第17条関係）

様

第 号
年 月 日

高知県知事 ④

高知県立高知城歴史博物館使用料還付決定通知書

年 月 日付けで請求のありました高知県立高知城歴史博物館における使用料の還付については、高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例第16条第4項において読み替えて準用する同条例第15条ただし書の規定に基づき次のとおり決定しました。

利用施設等	ホール・実習室・和室・特別展示室・展示区画 (m ²) ・業として行う写真の撮影・業として行う映画の撮影 ・催物の開催・資料等の撮影等
使用料の納付年月日	年 月 日
既納の使用料の額	円
決定した使用料の額	円
還付する使用料の額	円

第23号様式（第23条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申込者 住 所
氏 名 ④
(電話番号)
〔法人にあっては、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名〕

資料等寄贈（寄託）申込書

私所有の下記の資料等を高知県立高知城歴史博物館に寄贈（寄託）します。

記

1 寄贈（寄託）する資料等

種 別	名 称	数 量	形 状	備 考

2 寄託期間（寄託の場合）

年 月 日から 年 月 日まで

3 その他（寄託の場合）

- (1) 資料等の撮影、複写、模写又は模造等をし、これを公刊し、又は発売することを承諾（します・しません）
- (2) 寄託期間中、災害その他の不可抗力により資料等を損傷し、又は亡失したときは、これに係る損害賠償の請求はしません。

第24号様式（第23条関係）第 号
年 月 日

様

高知県知事 ④

資料等受領書

年 月 日付けで寄贈（寄託）の申込みをいただきました資料等については、下記のとおり受領させていただきました。

今後は、高知県立高知城歴史博物館において、寄贈（寄託）の趣旨を尊重し、有効に活用させていただきます。

記

1 寄贈（寄託）により受領した資料等

種 別	名 称	数 量	形 状	備 考

2 寄託期間（寄託の場合）

年 月 日から 年 月 日まで

注 寄託資料等の返還は、この受領書と引換えに行います。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成29年3月4日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為として行う許可等に必要書類)
- 条例附則第2項の規定に基づき条例の施行の日前において行う利用等の許可等及び利用料金の承認等の申請に必要な書類については、この規則による改正後の高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則第2条第1項、第3条第1項、第4条第2項、第5条第1項、第6条第1項及び第2項、第7条第2項及び第3項、第8条第1項並びに第9条第1項並びに第13条の規定の例による。

告 示

高知県告示第649号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年11月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年11月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 中土佐佐賀
- 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡中土佐町久礼 字新湊8645番1	前	8.0 14.0	88
	後	8.0 34.0	88

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成28年11月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 落札に係る購入物品の名称及び数量
室戸高等学校外32校で使用する電気 一式
- 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県会計管理局会計管理課 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 落札者を決定した日
平成28年9月27日
- 落札者の氏名及び住所
株式会社F-Power 東京都港区六本木一丁目8番7号
- 落札金額
147,153,927円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 政令第6条の公告をした日
平成28年8月9日